

平成30年度 奨学生募集要項

公益財団法人 日本通運育英会

1. 奨学金の目的

この奨学金は学術優秀、品行方正でありながら経済的理由により就学が困難な者に対し奨学援護を行ない、もって社会有用の人材を育成することを目的として貸与する。

2. 募集人員（学校教育法に定める以下の学校に在学する者）

- (1) 大学に在学する者（1・2年生に限る） 30名
- (2) 短期大学に在学する者 2名
- (3) 高等専門学校に在学する者 2名

3. 奨学金の種類 貸与形式（無利子）※給付ではありません。

4. 奨学金の貸与月額と貸与期間

(1) 貸与月額 (月額)

区分	貸与額	貸与金額（一律）
大学		30,000円
短期大学		20,000円
高等専門学校		15,000円

(2) 貸与期間

奨学生が在学する正規の最短修業期間とする。

5. 奨学金貸与の方法

奨学金は毎年4月（採用初年度は7月）および10月の年2回各半年分を振込により貸与する。

6. 申請の手続

奨学金の貸与を受けようとするものは、次の書類を整え、下記あてに申請する。

〒105-8322 東京都港区東新橋1丁目9番3号 日本通運株式会社内
公益財団法人 日本通運育英会事務局
電話 03-6251-1482（直通）

(1) 提出書類

- A. 奨学資金貸与申請書（様式第1号・本人写真貼付）※HPよりダウンロード可能
- B. 直近に在籍した、または在籍している学校の学校長もしくは学部長の推薦書（様式自由）

C. 直近の学業成績証明書

D. 在学証明書

E. 扶養者（父母等）の所得証明書（源泉徴収票または納税証明書）

（注）提出書類の不備な場合は貸付の対象といたしません。また提出書類は採用、不採用にかかわらず返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

(2) 提出期間

4月1日（日）から4月20日（金）まで（本会到着）

7. 奨学生の決定

奨学生の決定は奨学生選考委員会の選考を経て理事会が行なう。

（5月下旬決定通知送付の予定）

8. 決定後の留意事項

- (1) 貸与形式のため、決定者は原則としてご両親のいずれかから連帯保証人1名を選定願ひ、本人と連名で奨学資金借用証書を作成し提出いただくこととなります。
- (2) その他提出書類 住民票抄本、連帯保証人印鑑登録証

9. 奨学金の返済

奨学生は、卒業後6ヶ月を据置き、貸与期間の2倍の期間以内（返済期間の短縮可）に均等割をもって返済する。（返済は毎年2回、6月・12月）

10. 奨学生の義務

- (1) 奨学生として採用された場合には、本会の定める奨学規程を守り、本会及び学校の指示に従い、必要な手続は怠りなく行うこととする。
- (2) 次年度以降毎年4月25日迄に前年度の学業成績証明書を本会に送付すること。

11. 貸与の停止

奨学生が退学、休学、転学するとき、上記(2)の学業成績証明書を提出しないとき、学業成績または品行が不良のとき、その他奨学生として不適当と認められるときは、貸与を停止します。

12. 他の奨学金制度との併用 併用可

公益財団法人 日本通運育英会奨学規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本通運育英会（以下本会という）定款に基づく奨学資金の貸与およびその手続等について定める。

(奨学生の資格)

第 2 条 本会の奨学生は、学校教育法による大学、短期大学および高等専門学校に在学する者のうち、学術優秀、品行方正でありながら、学資の支弁が困難と認められた者とする。

(貸与金額)

第 3 条 本会は奨学生に対し、つぎの区分による金額を貸与する。

		(月額)
区 分	貸付額	貸与金額 (一律)
大 学		30,000円
短 期 大 学		20,000円
高等専門学校		15,000円

(奨学資金の利息)

第 4 条 奨学資金は無利子とする。

(貸与期間)

第 5 条 奨学資金を貸与する期間は、奨学生が在学する正規の最短修業期間とする。

(貸与の申請)

第 6 条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、その年の4月20日までに、奨学資金貸与申請書（様式第1号：本人写真貼付）につき書類を添付して本会に申請しなければならない。

- (1) 直近に在籍した、または在籍している学校の学校長もしくは学部長の推薦書
- (2) 直近の学業成績証明書

(3) 在学証明書

(4) 扶養者（父母等）の所得証明書（源泉徴収票または納税証明書）

(奨学生の決定)

第 7 条 本会は各年度の事業計画にもとづいて別に定める選考要領により奨学生を決定する。

(奨学資金の貸与)

第 8 条 本会は毎年4月および10月の2回に各半年分の奨学資金を奨学生に貸与する。ただし、採用初年度は7月および10月とする。

(借用証書等の提出)

第 9 条 奨学生採用の決定通知を受けた者は、連帯保証人と連署のうえ、別に定める期日までにつぎの書類を提出しなければならない。

- (1) 奨学資金借用証書（様式第2号）
- (2) 住民票（抄本）
- (3) 連帯保証人の印鑑証明書

2. 連帯保証人は原則として奨学生本人の父母のいずれかとし、父母ともに不在の場合は親族の中から1名を選定するものとする。

本会が連帯保証人の差換、追加を求めた場合は遅滞なく履行しなければならない。

(届出および報告)

第 10 条 奨学生は、在学中または卒業後つぎの各号の一に該当する事実が発生したときは、連帯保証人と連署のうえ直ちに本会に届け出なければならない。

- (1) 奨学生が、休学、復学、転学または退学するとき
- (2) 奨学生本人または連帯保証人の住所、氏名、職業その他重要な事項に変更があったとき（様式第3号）
- (3) 奨学生は、前年度の学業成績証明書を毎年4月25日までに本会に提出しなければならない。

(奨学資金の辞退)

第 11 条 奨学生は、貸与期間中であっても、本会に申請し、いつでも奨学資金の貸与を辞退することができる。

(奨学資金貸与の停止および復活または継続)

第 12 条 本会は、奨学生がつぎの各号の一に該当するときは、奨学資金の貸与を停止する。

- (1) 退学したとき
- (2) 学業成績または品行が不良と認められるとき
- (3) 休学したとき
- (4) 転学したとき
- (5) 学業成績証明書が提出されないとき
- (6) その他、奨学生として不相当であると認められるとき

2. 休学していた者が復学したときは、審査のうえ奨学資金の貸与を復活することができる。

補 則 転学したときは、再選考のうえ、奨学資金の貸与を継続することがある。

(奨学資金の返済)

第 13 条 奨学生は、奨学資金を卒業後 6 ヶ月据置き、貸与期間の 2 倍の期間内に原則として均等割をもって、本会に返済しなければならない。ただし、休学による貸与停止期間は、貸与期間に含めない。

2. 前項の規定による返済は、半年毎の年 2 回払いとし、預金口座振替を利用の場合は、毎年 7 月と 1 月、銀行振込を利用の場合は、毎年 6 月および 12 月に奨学生本人の責任により行うものとする。

3. 第 12 条の規定により奨学資金の貸与を停止されたとき、または貸与を辞退したときは、その翌月から貸与を受けた期間に相当する期間内に、原則として均等割をもって返済しなければならない。

4. 奨学資金はいつでも期間を繰り上げて返済することができる。

(債務の弁済の責任)

第 14 条 奨学生本人または連帯保証人が、6 ヶ月以上返済を延滞し、本会の指定した日までに、当該返済金の返済を行わないときは、民事訴訟法および民事執行法の定める請求手続きを行なうことがある。

(延滞利息)

第 15 条 本会は、奨学資金の返済を延滞したときは、延滞期間が 6 ヶ月を超えるごと

に、6 ヶ月について延滞額の 7 % 相当額の利息を徴収する。

(返済の猶予)

第 16 条 第 14 条および前条の規定にかかわらず、奨学生本人が奨学資金の返済猶予を申請し、本会がとくに相当の理由があると認めたときは、奨学資金の返済を猶予し、もしくは延滞利息を徴収しないことがある。

(返済の免除)

第 17 条 奨学生本人が死亡し返済が出来なくなったとき、精神もしくは身体の障害により労働能力を喪失したとき、あるいは本会がとくに相当の理由があると認めたときは、奨学資金の返済の全部または一部を免除することがある。

(規定の細目)

第 18 条 この規定について必要な細目は別に定める。

(規定の改廃)

第 19 条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. 平成 25 年 4 月 1 日、公益財団法人への移行に伴い、関係する項目を変更した。
2. 平成 29 年 3 月 28 日申請条件および貸与金額、その他関連する文言を改定した。

(様式第1号)

奨学資金貸与申請書

日本通運育英会理事長 殿

年 月 日

本人氏名

㊞

本人写真貼付
6カ月以内に撮影
正面無帽無背景
縦40mm×横30mm

貴会の奨学生としてご採用いただきたく、お願いいたします。奨学生としてご採用のうえは、貴会奨学規程に従い奨学生としての責務をはたすことはもとより、奨学資金の返済についても誠実にその義務を履行いたします。

なお下記記載内容のとおり相違ありません。

(黒インク・楷書・算用数字・和暦で記入)

本人	フリガナ氏名	男 女
	生年月日	年 月 日 生(才)
人	フリガナ現住所	(〒 -) 本人携帯TEL() - 自宅. 自宅外(学生寮. 民間アパート等. 親戚・知人宅). その他
	就学	大学 学部 学科 第 学年 課程 昼 夜 入学 年 4 月 卒業予定 年 3 月
校	フリガナ所在地	(〒 -) TEL.
	奨学資金 月額	円
貸与期間		年 4 月～ 年 3 月

※ 裏面にも記載事項があります。

住所		(〒 -) TEL:	
氏名	年齢	職業および勤務先・役職名 在学学校・学年	税込年収 (千円)
続柄			
父			
母			

家族欄 (申請者を含む)

奨学資金貸与を希望する理由 (具体的に記入のこと)

Blank area for writing the reasons for requesting student loan support, featuring horizontal dashed lines.

平成 年 月 日

殿

筑波大学長
永田 恭介

推薦書

下記の者を、貴奨学生として適当と認め推薦いたします。

記

所属	筑波大学	学群	学類
		課程	研究科
			年次

氏名 _____

推薦所見

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

指導教員等 所属 氏名 印